## 令和6年度 認知症ステップアップ研修

「身寄りがない認知症のある高齢者への支援を考える」

~成年後見制度を利用していない場合の対応を振り返って~

から何を学ぶか?

令和7年3月18日 谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ

# 事例の理解を深めて行きたいと思います。

- 谷川から事例提供者 川原さんに質問をさせていただきます。
- みなさんは必要に応じてメモを取ってください。

=== メ モ ===

# 本事例を通して考えられること

- ●身体能力の低下、認知機能の低下に伴って、 様々な支援が必要となるが、必要な支援を活用するこ とに対して、本人の判断が難しくなり、結果として支 援が得られにくい状態となる。
- ●時として権利侵害状態や被害を被る状態にもなる。
- ●そのような場面に備えて、支援者としてリスク回避の 視点、迅速な権利救済の視点で、どのようなアプロー チをすることが求められるのか。
- ●課題の整理、支援方針・具体的支援内容を検討するのはチーム会議の場のみ。会議開催のタイミング、会議のねらいの明確化、参集メンバーの選定、必要な情報の整理、協議を深めることと合意に基づく協議結果の確定によって支援を前進させていくことが唯一の解決手段。
- ●今後問題は更に深刻化する見通し。

# グループワーク

- ①グループメンバーの自己紹介
  - ・所属、名前とこの研修会に参加した動機・理由等についてご紹介ください。1人30秒程度
- ②役割分担
  - ・進行:
  - ・記録(発表):
  - ※後で回収しますので、グル^プ番号を右肩に書いておいてください。
- ③話し合う内容
  - ・どのようなニーズや将来リスクに対して、どの段階で どのような対応が考えられるかについて意見交換します。
  - ・気づいたことや、疑問も出してみましょう。
- 4全体共有
  - ・いくつかのグループに発表をしていただきます。

- ◆ 医療が高度化し、長寿化していく中で、高齢期の 道のりは更に長くなる。
- ◆ 各種機能が低下していく中で、これまで経験した ことのない出来事が増えてくる。
- ◆ 自らの力だけでは対応不可なことも多くなる

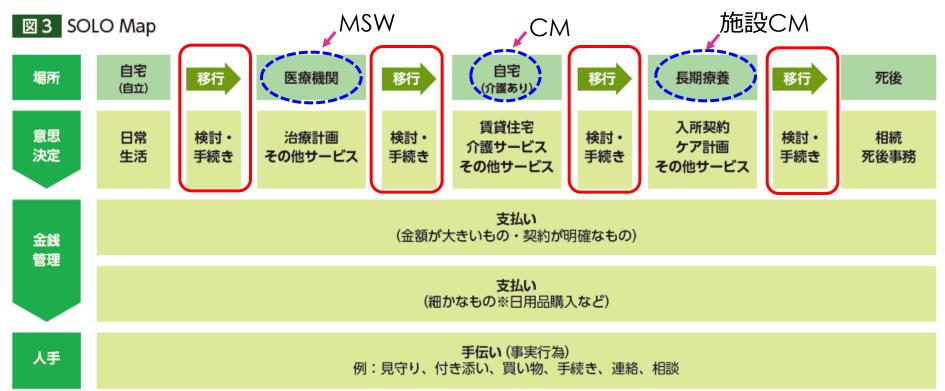
入院・入所で親族に求められ る役割

- ①規則の遵守
- ②退院・退所時の行き先確保
- ③意思の代弁・情報伝達
- ④死後の対応

#### 図 1 高齢期から死後のプロセスに起こること

このプロセスに寄り添う仕事をしているのが、**ケアマネジャーや包括支援センター** 生前 場面(0) 💇 終末期医療に関する 状態像 意向を表明する ⑤死後事務に関する ⑥自立した 意向表明と手続き 場面(3) 場面(4) 場面(1) 生活を をする 営んでいる 場面(4) 場面② 場面(5) 問問 ①家事などの日常生活 ②入院し、重大な ③退院後の生活を ④さらに機能低下しサービスや ⑥自分の死後に遺るもの を適切に処分する 行為が難しくなる 医療処置を受ける 再構築する 居住場所を見直す

日本総合研究所「個・孤の時代の高齢期」P.6 より転記 執筆団体 「おひとりさま高齢者」の自立的生活支援の研究会



日本総合研究所「個・孤の時代の高齢期」P.21より転記

出典:日本総研作成

※ この文書において「おひとりさま」が高齢となってから最期を迎えるまでのプロセスを SOLO Mapと呼んでいる。

#### SOLO Map からわかること

- ・心身の状態の変化に伴い、医療機関や長期療養施設への入院入所、あるいは心身の状態に 合わせた住宅への転居、など<mark>場所の移動(移行)</mark>が生じる
- ・常に何らかの**意思決定・金銭管理・人手が発生**する
- ・<u>移行期を中心に</u>、<u>多くのタスク(支払い、手伝いなど)が発生</u>する
- ★ 支援者は「場所」と結びついている → 支援者不在の「移行」期の調整が必要









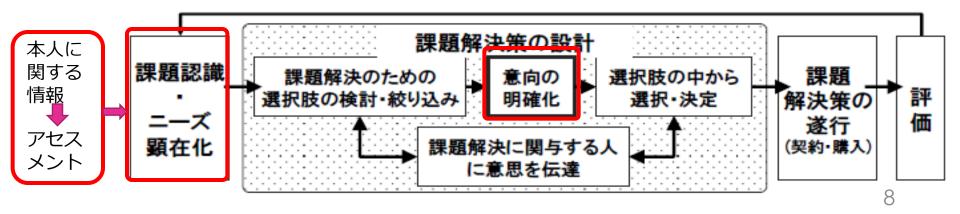


		// ·						→ 時間	
		場面0	場	<b>五</b> 1	場面2	場面3	場面4	場面	ī5
	果鹽	自立した生活を している (課題なし)	自立した生活の継 続の危機を感じる	自立した生活が危う くなっている	重大な医療処置を 受ける	重大な医療処置が 終わり退院する	IADL・ADLの低下で 日常生活の再構築 が必要	死亡が予見され対 応する	死亡した後で対応 する
意思決定	本人意句		将来目分では 暮らせないとき 誰にどう頼るか	誰にとのような 支援を受けるか 制度を利用するか	医療処置を 受けるかどうか	とこに退院するか 誰にどのような 支援を受けるか	どこで生活するか	どこで死を迎えるか どう死を迎えるか 誰に死後の手続きを 任せるか	葬儀·火葬理弊 財産処分
fi S	<b>祥</b> 夫		任意後見契約 財産管理委任契約 死後事務委任契約	介護保険サービス 生活支援サービス	入院契約 治療方針の決定	医療・介護サービス 日常生活自立支援 事業	転居·入所 成年後見制度	エンディングサポート 事業 死後事務委任契約 遺言作成	相続人探索 自治体による 火葬・埋葬 遺品整理
	<del>ار</del>			介護保険ケアマネシ	シャー 医療機関MSW	介護保険	ケアマネジャー	医療機関MSW	
4	金		日常生活自立支援事業の担当者※認知機能が不十分だが、欠けていない場合						
		生活保護のケースワーカー※経済状態がよくない場合							
関与で	<b>∌</b> Ŀ	法律専門職	任意後見契約·財産	管理委任契約			成年後見		死後事務委任契約
⇒ 5	に変金無	身元保証等高計	命者サポート事業者 任意後見契約・財産	管理委任契約 生活支援	身元保証人	身元保証人 生活支援	身元保証人 生活支援 成年後見	生活支援 成年後見	死後事務委任契約
		親 <b>族</b> 契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし・全般 (インフォームド・コンセント)	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし
		知人·友人							7

## ①の場面で支援策として考えられる選択肢

解決策	具体的な内容	
日常的生活を支援するサー	・介護保険サービス	
ビスを利用する	・介護保険外の生活支援サービス	
金銭面を主に支援する制度	<ul><li>・日常生活自立支援事業</li></ul>	
を利用する	・生活保護受給 ※経済状況がよくない人	に限る
機能低下した時に支援を得ら	・財産管理委任契約	
れる制度・サービスを利用す	・任意後見制度	
る(将来向け)	<ul><li>死後事務委任契約</li></ul>	
機能低下した時のために情	・エンディングノート	
報を整理して他者が利用可	<ul><li>エンディングプラン・サポート事業</li></ul>	「公的介護保険サー
能な状態で残しておく(将来	・遺言書	ビスにおける身元保
向け)		証等に関する調査研
家族に代わる包括的・継続的	・身元保証等高齢者サポート事業	究事業報 告 書」
なサービスを利用する		令和2年3月
包括的・継続的な支援が期	<ul><li>介護保険施設や高齢者住宅への転居</li></ul>	日本総合研究所
待できる場所に転居する		P25∼26より

#### 場面①における課題解決の特徴



判断能力の有無や経済状況によって、高齢期の困りごとに

ついて取り得る手段は人によって異なるん

最も悩ましい

#### 図2 鎌村氏によるおひとりさま分類

2024年6月17日 遵守すべき法律 上の規定や、留 意すべき事項等 を関係省庁横断 で整理し、ガイ ドラインといる。

内閣府 孤独・孤立対策推進室 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 厚生労働省 経済産業省

国土交通省

(福島市権利擁護セ ンター)が整備されて 資力 いる! あり 任意後見 法定後見 身元保証会社 認知 なし あり 低下 どうしたら…? 法定後見

なし

日本総合研究所「個・孤の時代の高齢期」P.16より

出典:鎌村氏によるおひとりさま分類

成年後見制度利用に関す

る相談受付機関として、

各自治体に中核機関

### 成年後見人等の職務と義務

#### 財産管理

- ◆ 財産の**保存**、財産の性質を変えない範囲 での**利用・改良**を目的とする行為
- ◆ 法律行為 +それに伴って必要となる事実行 為
- ※管理を目的とする限り、処分行為も含まれる
- ※保佐人・補助人については、与えられた代理権の範囲に応じた財産管理となる

毎月の収入・資産の把握・管理 毎月必要な支出の把握・計画 預貯金、年金、有価証券、保険契約等の管理 自宅不動産・収益物件等の管理 相続手続(遺産分割、相続放棄等) 訴訟(訴え提起・応訴)、和解(示談)、調停(民事・ 家事)等

#### 身上保護

- ◆ 本人の生活、療養看護に関わる身上保護に関する事務
  - 介護・生活維持に関する事項
  - 住居の確保に関する事項
  - 施設の入退所等に関する事項
  - 医療に関する事項
  - 教育・リハビリに関する事項

施設の入退所その他住居の確保に関する契約 要介護認定の申請、介護サービス利用契約 医療契約 旅行等の本人の趣味に関する契約 こうした法律行為に伴って当然に必要となる事実 行為(契約内容の調査、本人の見守り、サービス提供状況のチェック)

#### 意思尊重義務·身上配慮義務(民法858条)

(本人の意思を尊重し、心身の状況や生活状況に配慮して職務を行う)

#### 善管注意義務

(後見人等の職業や社会的地位に応じた、自分のための時よりも高度なレベルでの注意をはらいながら職務を行う)

#### (図表 10) 一般的に身寄りが果たしてきた役割

下線項目は成年後見 制度で対応可能

役割	文脈など  ・ 利度で対心可能				
制度利用の手続き	制度利用の申請書類の作成をする、マイナンバーカードの申請をする				
	役所や社会保険事務所等に足を運んで書類を提出する して支援				
	成年後見制度の利用申立、行方不明者の捜索願、損害賠償請求				
身の回りの世話	家事・介護(養護老人ホームや社会的入院の文脈で)子育て(児童養護の文脈で)				
育児·介護	外出支援・送迎、通院同行、入院時の必要物品の購入、金銭管理支援				
住まいの提供・同居	住まいの提供(刑余者の更生支援、避難民や被災者支援などの文脈で)				
経済的支援	治療・入院にかかる費用、介護費用、家賃、学費等の支払いに関する保証				
	損害を与えた際の弁済				
記憶や情報の整理・	「ねんきん特別便」と就業履歴・保険料納付の記憶を照合して確認する				
情報の取り次ぎ	在外邦人に対する連絡の取り次ぎ、				
意思決定支援	治療や手術、転居などに関する意思決定の判断材料の提供、意思決定支援、同意書				
コミュニケーション・心理的支援	相談、共感 ◆ 身上配慮義務の範囲で				
死後対応	遺体の引き取り、火葬・埋葬、残置物に関する判断と処分、債務の支払い、諸手続き				
慰霊など	亡くなった人の本人確認への協力、慰霊、墓の管理、遺骨への DNA 鑑定の協力				

(資料)日本総合研究所作成

「増加する「身寄り」のない高齢者 - 頼れる親族がいない高齢者に関する試算-Research Focus 日本総研 2024年7月23日 №.2024-021 P.10 参照

# 最優先すべきは本人の 意思決定支援!

# 忘れがち! 見過ごされがち!

## 意思決定支援の大原則

- ①どのような人であっても、誰もが心の中にじっかりとした意思をもっていて、決める力をもっている。このことを前提として意思決定を支援する。
- ②時間がかるからといって、第三者の思いや考えを押し付けない。「今はきめられない」という選択肢も大切にする。言葉にできないことがある、思いを形にすることが苦手、上手く伝えられないということを理解し、本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くす。 → チームで支える。一緒に支える。
- ③不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断をせずに、その人の中にある思いに行き着いたこととしての**意思決定を尊重する**。

## 「意思決定支援」を具体的に実践するために 用意された各種ガイドライン ⇔ 活用してこそ意味がある

ガイドライン	特徴	共通項
①「障害福祉サービスの利用等に あたっての意思決定支援ガイドラ イン」 2017年	障害者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資する 本人にとっての最善の利益の判断も意 思決定支援に含む	・本人への支 援は、 <b>本人の</b> <b>意思(自己決</b> <b>定)の尊重</b> に 基づいて行う
②「認知症の人の日常生活・社会 生活における意思決定支援ガイド ライン」 2018年	認知症の人が自らの意思に基づいた生活を送ることを目指す 代理代行決定はガイドラインの対象外	・ <b>意思決定の</b> <b>主体</b> は本人で
③「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する ガイドライン」 2018年 改訂	本人・家族等・医療介護従事者が最善 の医療・ケアを作り上げるプロセスを 示す	ある ・前提として の <b>環境整備、</b>
④ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への 支援に関するガイドライン」 2019年	医療機関の対応と共に成年後見人等に 期待される具体的な役割について整理 するもの	<b>チーム支援、</b> <b>適切な情報提</b> <b>供等</b> の要素を 示す
⑤ 「意思決定支援を踏まえた後見 事務のガイドライン」 2020年	成年後見人等が意思決定支援を踏まえ た後見事務を適切に行うことができる よう役割野具体的イメージを示すもの	

2020年度意思決定支援セミナー≪第1部≫2020年11月23日日本社会福祉士会主催研修資料より

## 成年後見制度利用の検討に際して必要となる情報

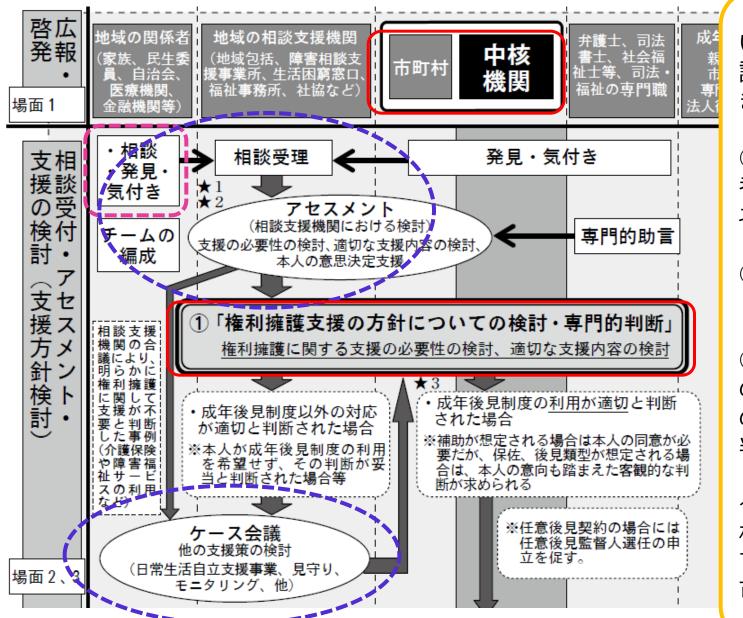
- ①判断能力の低下の状態や程度、背景要因に関する情報
  - ←成年後見制度利用の適否、どのような支援手段を活用できるか検討する材料となる
- ②判断能力の低下によってもたらされている問題点(虐待が疑われる状況も含め)や今後発生すると思われる問題に関する情報 ※R3年3月指定居宅サービス等に関する運営基準改正において

<u>虐待の防止のための措置に関する事項が強化されている。</u>

- ←成年後見制度利用の適否を検討する材料となる
- ③本人の思い(どのように生きて行きたか等)
  - ←権利擁護支援の方針を検討する材料となる(本人の権利擁護支援にとって不可欠な情報)
- ④親族に関する情報
  - ←申立人の検討に必要な情報となる

これらを整理することが、会議開催の根拠となり、会議のねらいが明確 になる!

#### 図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割



- ▶困りごとにつ いて検討する会 議として活用で きるもの
- ①サービス担当 者会議(ケアマ ネ主催)
- ②地域ケア会議 (包括主催)
- ③権利擁護支援 の方針について の検討・専門的 判断会議

(権利擁護センター、県の市町村支援事業としての専門職派遣可能)

# これから益々深刻化する問題にどう備えるか?!

- 現場が抱える課題、ケアマネジャーさんがやむなく引き受けざるを得ない問題は、地域課題!
- 少子高齢化社会の進展とともに、益々多様化、深刻化する課題に直面
- 一人ひとりの支援者の努力では太刀打ちできない問題

誰に対してこの問題を投げかけ どの様な人達・どのような機関で検討していく 必要があるのか?!

これらの問題を顕在化させ、誰も取り残さない、誰も取り こぼさない地域にするための仕組みづくりに火をつけること が出来るのは、現場の第一線で課題に直面している支援者な のです。